

(2) サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のチェックリスト

サービス付き高齢者向け住宅 医療・介護連携のチェックリスト 1/5

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態			チェック
				医療連携	介護連携	医療・介護連携	
(1) 医療・ 介護連携 の前 提 条件	ア ①入居者による 医療・介護サー ビス選択の自由 が確保され、そ の提供内容が入 居者の状態や意 向を反映したもの か ②住宅が地域の ニーズを把握し ているか ③連携先事業所 が地域の医療・ 介護資源として 機能しているか ④住宅・連携先 事業所間で共有 される入居者の 個人情報の保護 は、担保されて いるか	連携先以外の医療・介護事業所を、入居者が選択・利用する自由を制限していない	★	●	●	●	
		入居者が連携先の医療・介護事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の家賃及び共益費等に差異を設けていない	★	●	●	●	
		入居者が連携先の医療・介護事業所を選択・利用するか否かによって、住宅の提供するサービスに料金等の差異を設けていない	★	●	●	●	
		ケアマネジャーを、入居者が選択・利用する自由を制限していない	★	●	●	●	
		特定のケアマネジャーを、入居者が選択・利用するか否かによって、住宅の家賃及び共益費等に差異を設けていない	★	●	●	●	
		特定のケアマネジャーを、入居者が選択・利用するか否かによって、住宅の提供するサービスに料金等の差異を設けていない	★	●	●	●	
		利用する医療・介護事業所を自由に選択できることを契約の重要事項説明書に盛り込むなど、入居者に十分に説明している	★	●	●	●	
		連携先事業所以外も含め、地域の医療・介護事業所を入居者に情報提供している	★	●	●	●	
		a 求めや必要な状況に応じて情報提供している		●	●	●	
		b 揭示板等により情報提供している		●	●	●	
		生活支援サービス、医療サービス及び介護サービスの内容と提供者を明確に区分し、入居者にわかりやすく説明している	★	●	●	●	
		イ 住宅と医療・介護事業所の三者の間による連携協定書を作成している				●	
		住宅と医療事業所、又は、住宅と介護事業所の二者の間による連携協定書を作成している		●	●	●	
		ウ 医療サービスを利用する入居者について、入居者の状態や意向を反映した適切なサービスが提供されるよう、医療事業所と適切に連携している	★	●	●	●	
		エ 介護サービスを利用する入居者のケアマネジメントについて、入居者の状態や意向を反映した適切なサービスが提供されるよう、入居者へのモニタリング等の機会を活用し、ケアマネジャー等と適切に連携している	★	●	●	●	
		オ 住宅の整備を行なう段階から、区市町村や地域包括支援センター等地域の関係機関との連携体制が取れており、地域のニーズを把握している	★	●	●	●	
		カ 連携先事業所が地域の医療・介護資源として機能しており、過去1年以内に住宅入居者以外への医療・介護サービスの提供実績を有している		●	●	●	
		カ 入居者に対して、入居者の個人情報の利用目的、管理方法等を書面により周知した上で、当該個人情報を住宅・連携先事業所間で共有することについて、入居者から書面による同意を得ている	★	●	●	●	

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの

★ … 各ポイントのうち、都の指針に基づき遵守が必要なもの

サービス付き高齢者向け住宅 医療・介護連携のチェックリスト 2/5

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態			チェック																																																																																														
				医療連携	介護連携	医療・介護連携																																																																																															
(2) 立地・建物の構造	<p>①住宅と連携先事業所との日常のコミュニケーションや情報共有が図りやすい立地や建物の構造になっているか</p> <p>②居室が生活支援サービスのみならず、医療・介護サービスが提供しやすいつくりとなっているか</p>	<p>住宅が連携先事業所と併設又は近接している</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>a 在宅療養支援病院</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>b 在宅療養支援病院以外の病院</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>c 在宅療養支援診療所</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>d 機能強化型在宅療養支援診療所</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>e 在宅時医学総合管理料の届出がある診療所</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>f 上記以外の診療所</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>g 訪問看護ステーション</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>h サテライト型訪問看護ステーション</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>a 訪問介護</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>b 夜間対応型訪問介護</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>c 訪問入浴介護</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>d 訪問リハビリテーション</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>e 通所介護</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>f 認知症対応型通所介護</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>g 通所リハビリテーション</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>h 小規模多機能型居宅介護</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>j 看護小規模多機能型居宅介護 <small>(平成27年3月末までの名称は、「複合型サービス」)</small></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>k 居宅介護支援事業所</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>l 短期入所サービス(ショートステイ)</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>イ 住宅と併設事業所の事務所が共用</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>ウ 住宅と連携先事業所とで打合せができる場所がある</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> <tr><td>エ 居室が医療・介護業務に適したつくりになっている</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr> </table>	a 在宅療養支援病院	●	●	●	b 在宅療養支援病院以外の病院	●	●	●	c 在宅療養支援診療所	●	●	●	d 機能強化型在宅療養支援診療所	●	●	●	e 在宅時医学総合管理料の届出がある診療所	●	●	●	f 上記以外の診療所	●	●	●	g 訪問看護ステーション	●	●	●	h サテライト型訪問看護ステーション	●	●	●	a 訪問介護		●	●	b 夜間対応型訪問介護		●	●	c 訪問入浴介護		●	●	d 訪問リハビリテーション		●	●	e 通所介護		●	●	f 認知症対応型通所介護		●	●	g 通所リハビリテーション		●	●	h 小規模多機能型居宅介護		●	●	i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		●	●	j 看護小規模多機能型居宅介護 <small>(平成27年3月末までの名称は、「複合型サービス」)</small>		●	●	k 居宅介護支援事業所		●	●	l 短期入所サービス(ショートステイ)		●	●	イ 住宅と併設事業所の事務所が共用		●	●	●	ウ 住宅と連携先事業所とで打合せができる場所がある		●	●	●	エ 居室が医療・介護業務に適したつくりになっている		●	●	●	●	●	●	
a 在宅療養支援病院	●	●	●																																																																																																		
b 在宅療養支援病院以外の病院	●	●	●																																																																																																		
c 在宅療養支援診療所	●	●	●																																																																																																		
d 機能強化型在宅療養支援診療所	●	●	●																																																																																																		
e 在宅時医学総合管理料の届出がある診療所	●	●	●																																																																																																		
f 上記以外の診療所	●	●	●																																																																																																		
g 訪問看護ステーション	●	●	●																																																																																																		
h サテライト型訪問看護ステーション	●	●	●																																																																																																		
a 訪問介護		●	●																																																																																																		
b 夜間対応型訪問介護		●	●																																																																																																		
c 訪問入浴介護		●	●																																																																																																		
d 訪問リハビリテーション		●	●																																																																																																		
e 通所介護		●	●																																																																																																		
f 認知症対応型通所介護		●	●																																																																																																		
g 通所リハビリテーション		●	●																																																																																																		
h 小規模多機能型居宅介護		●	●																																																																																																		
i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		●	●																																																																																																		
j 看護小規模多機能型居宅介護 <small>(平成27年3月末までの名称は、「複合型サービス」)</small>		●	●																																																																																																		
k 居宅介護支援事業所		●	●																																																																																																		
l 短期入所サービス(ショートステイ)		●	●																																																																																																		
イ 住宅と併設事業所の事務所が共用		●	●	●																																																																																																	
ウ 住宅と連携先事業所とで打合せができる場所がある		●	●	●																																																																																																	
エ 居室が医療・介護業務に適したつくりになっている		●	●	●																																																																																																	

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの

★ … 各ポイントのうち、都の指針に基づき遵守が必要なもの

サービス付き高齢者向け住宅 医療・介護連携のチェックリスト 3/5

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態			チェック
				医療連携	介護連携	医療・介護連携	
(3) 人員の配置	①入居者が必要とするサービスに関わる専門的知識を有する職員が住宅や連携先事業所に配置されているか ②連携を調整する職員が定められているか	<p>住宅や連携先事業所において、入居者が必要とするサービスの提供に適した専門的人材が確保されている</p> <p>医療系</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医師を配置している 看護師を配置している 歯科医師を配置している 歯科衛生士を配置している 薬剤師を配置している <p>介護系</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士の資格を持つ職員を配置している 介護支援専門員の資格を持つ職員を配置している 介護福祉士の資格を持つ職員を配置している <p>連携先事業所との連携調整担当者を配置している（兼務を含む）</p> <p>イ 医療系</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師の資格を持っている <p>介護系</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士の資格を持っている 介護支援専門員の資格を持っている 介護福祉士の資格を持っている <p>連携先事業所においても、連携調整担当者を確保している（兼務を含む）</p> <p>ウ 医療系</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師の資格を持っている <p>介護系</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士の資格を持っている 介護支援専門員の資格を持っている 介護福祉士の資格を持っている 	★	●	●	●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	
				●		●	

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの

★ … 各ポイントのうち、都の指針に基づき遵守が必要なものの

サービス付き高齢者向け住宅 医療・介護連携のチェックリスト 4/5

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態			チェック
				医療連携	介護連携	医療・介護連携	
(4) 連携の手段(情報共有)	ア・イ	住宅と連携先事業所の間で情報共有の手段を定めている	★	●	●	●	
		住宅と連携先事業所との間の情報共有の手段や手順を書面でまとめており、住宅と連携先事業所において共有している		●	●	●	
		紙媒体により情報共有を行っている		●	●	●	
		生活情報、身体情報、診療・治療記録、介護記録など、住宅と連携先事業所との間で共有する情報の範囲を定めている		●	●	●	
		住宅職員と連携先事業所の職員との間でメッセージのやり取りができる		●	●	●	
		住宅・連携先事業所それぞれの職員から見て、必要な情報を参照しやすい		●	●	●	
		ITシステムにより情報共有を行っている		●	●	●	
		生活情報、身体情報、診療・治療記録、介護記録など、住宅と連携先事業所との間で共有する情報の範囲を定め、それを入力する機能がある		●	●	●	
		無線LANによりサーバーに接続でき、各端末でリアルタイムに情報が更新される		●	●	●	
		端末は持ち運びが容易なものである		●	●	●	
		操作が簡易で、住宅・連携先事業所それぞれの職員が使いやすいものである		●	●	●	
		診療・介護情報の集計や出力が可能で、事業推進等に活用できるものである		●	●	●	
		住宅職員と連携先事業所の職員との間でメッセージのやり取りができる		●	●	●	
		システム利用者の希望によりカスタマイズできるシステムである		●	●	●	
		ファックスを活用した情報共有を行っている		●	●	●	
		電子メールを活用した情報共有を行っている		●	●	●	
		電話を活用した情報共有を行っている		●	●	●	
		定期的な会議や打合せを実施している		●	●	●	
		不定期に会議や打合せを実施している		●	●	●	
	オ	住宅が、医療・介護事業所間の連携をコーディネートし、第三者による情報共有を行っている				●	
	カ	情報共有に当たって、個人情報が適切に管理されている	★	●	●	●	

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの

★ … 各ポイントのうち、都の指針に基づき遵守が必要なものの

サービス付き高齢者向け住宅 医療・介護連携のチェックリスト 5/5

項目	連携の視点	医療・介護連携のポイント	必須事項	連携の形態			チェック
				医療連携	介護連携	医療・介護連携	
(5) 医療・介護連携の質の向上のための取組	①入居者に対するサービス提供の方針を確認する場があるか ②連携に関する職員のスキルアップの取組はあるか ③地域連携の取組を行っているか	ア 居宅サービスのケアプランは、入居者の同意のもと、最新の内容が住宅と医療事業所で共有できている サービス担当者会議に住宅職員や医療事業所の職員が出席している 住宅職員に医療・介護に関する研修を受講させている 住宅職員に在宅医療に係る外部研修を受講させている				●	
				●	●	●	
				●	●	●	
				●	●	●	
		イ 連携先の医療事業所の職員が、介護保険制度やその現状についての研修を受けている 連携先の介護事業所の職員が、在宅医療やその現状についての研修を受けている 住宅と連携先事業所が研修を合同で実施している 住宅と連携先事業所が事例検討会を合同で行っている		●		●	
				●	●	●	
				●	●	●	
				★	●	●	
		ウ 機能回復に向けた取組を介護事業所と合同で取り組んでいる 連携先の医療事業所が入居者に対して健康診断を年1回以上行っている 主な連携先事業所以外に、協力医療機関を定めている 主な連携先事業所以外に、協力歯科医療機関を定めている			●	●	
				●		●	
				●	●	●	
				●	●	●	
		エ 区市町村と定期的に報告等の連絡を取っている 地域包括支援センターと定期的に調整（情報交換会等）を行っている 地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議に参加している 区市町村が主催する在宅医療連携推進協議会等に参加している		●	●	●	
				●	●	●	
				●	●	●	
				●	●	●	
		オ 検査等、他の病院に通院する必要がある場合、住宅職員が送迎又は介護タクシーの手配を行っている 入居者のニーズに応じて、調剤薬局の薬剤師や歯科衛生士など、地域の様々な職種との連携を行っている		●	●	●	
				●	●	●	

● … 「連携の形態」のうち、各「医療・介護連携のポイント」が該当するもの

★ … 各ポイントのうち、都の指針に基づき遵守が必要なもの